

令和5年度柔道整復施術療養費・ はり、きゅう及びあん摩マッサージ施術療養費支払日

支払日については、原則毎月25日を基準としています。（土日祝日に該当する場合には、基本翌営業日となります。）

なお、当座口振込通知書は、毎月18日頃本会から発送する予定です。

支払月	支払日
4月	25日(火)
5月	25日(木)
6月	26日(月)
7月	25日(火)
8月	25日(金)
9月	25日(月)
10月	25日(水)
11月	24日(金)
12月	25日(月)
1月	25日(木)
2月	26日(月)
3月	25日(月)